

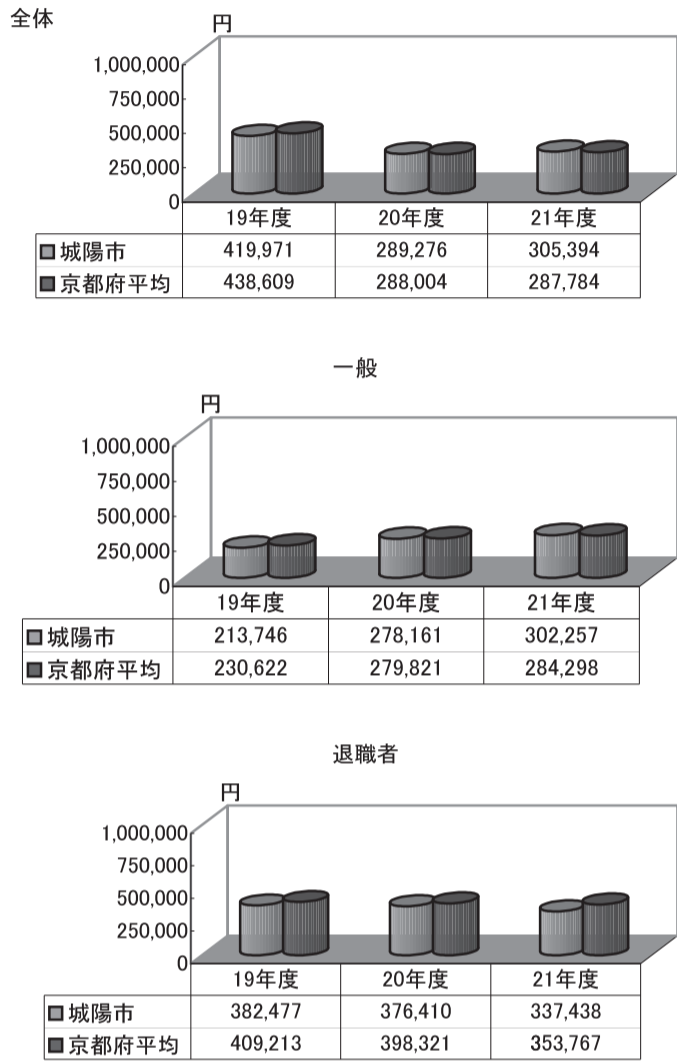
国保だより

12/21

平成22年(2010年)

お問い合わせは 国保医療課 (〒610-0195 城陽市寺田東ノ口16・17 ☎56-4038 FAX56-3999)へ

図1 1人当たりの国保医療費



みなさんの健康と 医療を守る国保

国民健康保険(国保)は、被保険者のみなさんが病気やケガをしたときに備えて、安心して医療が受けられるよう、お互いが助け合っ

一人当たりの国保医療費

本市の平成21年度の国保医療費は67億円、国保被保険者数は、平均22,094人となっています。

図1は過去3カ年の医療費の状況です。被保険者1人当たりの年間医療費は、30万円5千円(前年度比5・6%の増)に

被保険者数の推移

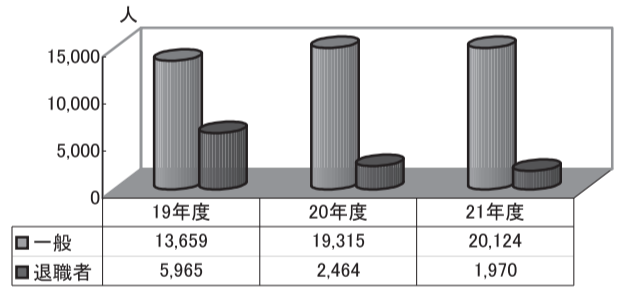
図2は被保険者数の推移ですが、市民の27・4%(平成21年度末)の人が国保に加入されています。

医療費と負担

被保険者は医療機関の窓口で支払う一部負担金として、医療費の3割(小学校入学前は2割、70歳

用語説明 一般... 退職者以外の被保険者 退職... 高齢または退職を支給の事由とする被用者年金の受給者およびその被扶養者

図2 被保険者の推移



第三者行為は届出を

も増加します。みなさんの健康を守る大切な国保です。一人一人が医療費を有効に使うよう心がけましょう。

特定保健指導を実施中

平成22年6月から10月まで実施した特定健康診査を受診した人で、健康診査の結果から保健指導が必要と判定された人

訪問による健康指導

看護師が家庭を訪問して、健康指導により健康チェックなどを行い、みなさんの毎日の健康管理に役立てていただいています。

ジェネリック医薬品を使いましょう

ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは、厚生労働省により新薬と効き目や安全性が同等と認められたもので、その価格は新薬のおよそ3~7割です。

その他	国保をやめるとき	国保に入るとき	国民健康保険への届出は14日以内に!!
世帯が分かれたり、いっしょになつたとき	生活保護を受けるようになったとき	職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	国民健康保険への届出は14日以内に!! (特に加入の届出がされると、保険の給付が制限されることがあります。また、最長2年間さかのぼって保険料を納めていただくことになりますので、ご注意ください。)
世帯主や氏名が変わったとき	外国人がやめるとき	職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	
市内で住所が変わったとき	外国人がはいるとき	職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	こんなとき 手続きに必要なもの
世帯主や氏名が変わったとき	職場の健康保険にいつたとき	職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	
修学のため、別に住所を定めるとき	職場の健康保険の被扶養者になったとき	職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	この広報紙は再生紙および大豆油インキを使用しています。
被保険者証をなくしたとき(あるいは汚れたときは使えなくなつたとき)	職場の健康保険の被扶養者になったとき	職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	

(表1) 医療と介護の高額合算制度に係る負担限度額表

区分	国民健康保険 + 介護保険	
	70歳～74歳	70歳未満
現役並み所得者 (上位所得者)	67万円	126万円
一般	56万円	67万円
非課税	区分Ⅱ	34万円
	区分Ⅰ	

※ 区分Ⅰで、介護サービス利用者が複数いる世帯の場合は、区分Ⅱの限度額が適用されます

■用語説明■

現役並み所得者：70歳以上で3割負担をされている人  
 上位所得者：70歳未満で国民健康保険料の算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額が600万円を超える世帯  
 区分Ⅱ：世帯主と国保被保険者全員が住民税非課税の人  
 区分Ⅰ：世帯主と国保被保険者全員が住民税非課税で所得がない人(年金収入は80万円以下の人)  
 一般：上記以外の人

**高額療養費の申請について**  
 1カ月の支払い額が自己負担限度額を超えたとき、その超えた金額が、高額療養費として後から支給されます。この支給を受けるためには申請が必要で、被保険者証、印かん、領収書、振込先に分かるもの(通帳など)を国保医療課に持参し、手続きをお願いします。  
 なお、70歳未満の人と70歳以上で区分Ⅰまたは区分Ⅱの人は、入院治療費が自己負担限度額までとなる「限度額適用認定証」を交付しますので、入院の際は被保険者証、印かんを持参し、手続きをお願いします。

**医療と介護の高額合算制度について**  
 基準日である平成22年7月31日時点で、国民健康保険に加入していた人にお知らせします。  
 同じ世帯で平成21年8月1日から平成22年7月31日までの1年間に支払った国保と介護保険の自己負担額を合計し、限度額を超えた場合にその超えた金額(5000円を

入院のほか、お支払い金額により外来・調剤も該当する場合があります。申請には、お支払いされた金額の確認が必要となりますので、領収書を必ず持参してください。  
 ※該当する見込みのお支払いがあるにもかかわらず、高額療養費の申請の前にも他の申請などに領収書の原本を提出される時は必ず写しを保管しておいてください

超える場合)を支給します。限度額は表1のとおりです。  
 申請は次のものを持参のうえ、国保医療課の窓口で手続きをお願いします。

国民健康保険料(国保料)は必ず期日までに納めましょう

国保料の納付は口座振替で

○申込手続き 口座振替は市の取扱金融機関に限ります。通帳、通帳届出印と納税通知書を持参のうえ、取扱金融機関備え付けの「市税等口座振替依頼書」に必要事項を記入し、取扱金融機関にお申し込みください。市外の取扱金融機関をご利用の場合は、税務課納付係「☎(56)4024」へご連絡ください。「市税等口座振替依頼書」をお送りします。

国保料の滞納すると

保険料を滞納されると、納付状況に応じて有効期限が、3カ月・6カ月・12カ月に限定される短期被保険者証の交付となります。

一部負担金の減免

国保被保険者が、特別な理由のため医療機関の一部負担金を支払うことが困難な場合は、ご相談ください。

た場合、4月支給分の年金からの天引きを中止することができません。  
 ※保険料の口座振替の手続きをされた場合、このほかの普通徴収の市税なども口座振替でのお支払に変更となります

国保料の減免制度について

国保料の納付が困難で次の項目に該当する人は、国保料を減免できる場合があります。ただし、国保料の所得割が賦課されている人が対象です。必ず納付期限内に、国保医療課国保年金係窓口にご相談ください。

国保料のお支払方法の変更について

保険料について、年金から天引きでお支払いいただいている人は、金融機関への届出後、国保医療課の窓口への届出により、保険料の支払方法が口座振替に変更することができます。

国保料の滞納すると

この短期被保険者証の有効期限が切れるときは、更新の通知と保険料の納付をお願い、納付が困難な場合には京都地方税機構「☎(46)0807」に相談していただくようご案内をしています。また、保険料が未納であったり、資格が切れたため、有効期限が切れ、医療機関にかかる場合は、必ず事前に、国保医療課窓口でご相談ください。

非自発的失業者の人は国保料が軽減されます

退職者医療制度について

退職者医療制度とは、長い間勤めていた会社などを退職し、厚生年金や共済年金を受けている65歳未満の国保被保険者とその被扶養者が対象となる制度です。退職被保険者の医療費は、自己負担以外の医療費が、退職被保険者などの国保料に加え被用者保険の拠出金により賄われています。

国保料の滞納すると

居住用の固定資産に災害を受けた人 ▼所得が皆無となったため、生活が著しく困難な人 ▼雇用保険法に規定する失業給付などの受給資格者であって、今年の所得が前年に比べて減少している人 ▼給付制限を受けている人(例：措置所などに拘禁されている人) ※給付制限を受けている人は、所得割が賦課されていない人も減免できません

一部負担金の減免

国保被保険者が、特別な理由のため医療機関の一部負担金を支払うことが困難な場合は、ご相談ください。

会社での倒産や解雇、雇止めなどにより離職し、「特定受給資格者」「特定理由離職者」として雇用保険を受給される人(非自発的失業者)は、申請していただく平成22年度の国民健康保険料(国保料)が軽減されます。国保料は前年中の所得金額をもとに算出されますので、平成22年度の国保料の算出は平成21年中の所得金額がもとになります。これを非自発的失業者の場合は、平成21年中の給与所得を100分の30とみなして算出します

退職者医療制度について

退職者医療制度の退職被保険者本人となるのは、次の条件を全て満たす人です。  
 ○65歳未満の人 ○厚生年金・共済組合などの被用者年金を受給している人 ○被用者年金に20年以上、または40歳以降で10年以上加入している人  
 この制度に該当する資格は、年金受給権が発生した日からとなります。年金証書を受け取られたら14日以内に、年金証書、被保険者証、印かんを持参し、国保医療課まで届け出てください。

国保料の滞納すると

居住用の固定資産に災害を受けた人 ▼所得が皆無となったため、生活が著しく困難な人 ▼雇用保険法に規定する失業給付などの受給資格者であって、今年の所得が前年に比べて減少している人 ▼給付制限を受けている人(例：措置所などに拘禁されている人) ※給付制限を受けている人は、所得割が賦課されていない人も減免できません

一部負担金の減免

国保被保険者が、特別な理由のため医療機関の一部負担金を支払うことが困難な場合は、ご相談ください。



また、65歳になると、一般の国保被保険者証に変更となります。一般の被保険者証は誕生月の下旬に送付します。  
 ◎ 詳しくは、国保医療課 ☎(56)4038 へお問い合わせください

